

育児期間中の保険料免除について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。
- 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3ヶ月間の報酬月額が次回の定時決定までの標準報酬月額とされる。
- 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。
- このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資し、育児によって年金保障が不利になることを解消するという考え方を基本として、年金制度においても次世代育成支援を拡充する観点から、設けられているもの。

《各方面からの主な提案内容》

- 子どもが3歳になるまで、基礎年金の保険料は夫婦とも無料化。厚生年金の加入者については、保険料のうち基礎年金に相当する部分(年収の5%程度を労使折半)を無料化。その分は、税で肩代わりすることとし、給付には反映させる。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 政府全体として取り組むこととされている少子化対策において、どのように位置付けるか。
- 保険料を財源とする現行の育児休業期間中の厚生年金保険料の免除制度との関係をどう考えるか。
- 低所得者に対し国庫負担相当の給付を行う現行の保険料免除制度との関係をどう考えるか。負担能力を問わずに育児等の期間であることのみをもって保険料負担を要しないこととすることが適当か。
- 対象者についてどう考えるか。例えば、所得制限を設けるべきか否か。
- 安定的な財源をどのようにして確保するか。

《諸外国における取扱い》

国名	育児期間の取扱い
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。 ○ さらに、2002年に施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%～100%の範囲内で報酬を年金計算上高く評価する措置がとられた。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない者については、基礎年金の額の算定にあたって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の被保険者が子が16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定にあたって、子1人につき2年間加入期間が加算される。 ○ さらに男女少なくとも3人の子を養育(16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身が配偶者が養育したことが要件)した被保険者は、年金額を10%加算。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保証される一定の配慮を行っている。育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 <ul style="list-style-type: none"> ①子の出生年の前年所得 ②16歳以上65歳未満の全期間の平均所得の75% ③現実の所得に基礎額(37,300クローネ)を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に措置はとられていない。